

## 第5回京都府税務共同化推進委員会次第

平成19年7月27日(金)  
午後1時～  
京都府庁秘書課会議室

1 開 会

2 中間まとめについて

3 関連する諸課題について

4 そ の 他

5 閉 会

## 第5回京都府税務共同化推進委員会資料目次

(平成 19 年 7 月 27 日)

	(頁)
○ 京都府税務共同化推進委員会 (第 4 回) 概要 -----	1
○ 中間まとめ (案) -----	2
○ 府内市町村の徴収率推移 -----	4
○ 徴収共同化の経費と費用負担 -----	5
○ 税務共同化の具体像づくり -----	6
○ 審議状況等に係る主な意見・要望 -----	7

## 中間まとめ（案）

### 京都府税務共同化推進委員会

#### 1 共同化の目的

- (1) 府・市町村を通じて適正な課税と確実な徴収を進め、公平公正な税務行政を確立すること  
このため
  - ・ 業務の標準化を進め公平な課税を実現する
  - ・ 特に効果的な徴収業務の確立を図り、府内における徴収率の向上を実現する
- (2) 府民の視点から簡素でわかりやすい一元化された税組織、業務体系を構築すること  
このため
  - ・ 重複業務を廃止するとともに、業務の標準化を進め業務を共同化する
  - ・ 複数税目の申告・納付等窓口の一本化により利便性の向上を図る
  - ・ 不服申立等の処理手続を整備し、府民の声に迅速に対応する
  - ・ 徹底したコストの圧縮を図る
- (3) 地方分権の推進に向けて自主財源を確保し、更に税源移譲に応えうる税務執行体制を構築すること

#### 2 共同化の内容

- (1) 府・市町村を通じての税業務の組織と業務フローの一元化  
一元化に当たっては、府内1箇所での一本処理及び府内数箇所での広域的な共同処理を実施
  - 府内一本処理の業務  
大量反復作業や専門性が高い業務等、一本化処理が最も効果的・効率的・利便性を高める業務（文書・電話催告、特別機動整理案件、窓口一本化、システム管理等）
  - 広域的な共同処理業務  
共同処理が必要（効果的・効率的）な一方で、適宜、現地現場での作業が必要な業務（納税折衝、滞納処分、家屋評価業務等）  
  
なお、例外的に、住民との対面でのやりとりが必要な業務や知事・市町村長が名義人として行うべき業務については、各市町村庁舎等で対応（納税証明、還付・充当、固定資産課税台帳の閲覧等）
- (2) 業務についての原則的な標準化、一本化（手続、帳票、処分基準等）
- (3) 徹底した業務見直しによる効率化の推進  
（文書催告の共同作成・共同発送、電話催告の共同センター化、消込業務の効率化、補完的・大量反復的作業の外部委託化等）
- (4) 共同化のための組織の要件
  - ・ 責任ある業務執行が可能であること  
（法人格、複合的な税業務処理が可能、個人情報保護、経費負担割合が明確等）
  - ・ 共同化のメリット（税収確保、経費削減等）を最大限に発揮できること

### 3 共同化の効果

#### (1) 徴収力の向上

- ・ 催告業務の強化、滞納整理の早期着手・早期整理、財産調査の合理化及び職員の専門性向上等による徴収力の向上
- ・ 課題のある団体についても、滞納繰越額の圧縮、納期内納付の促進等による着実な改善が期待できること
- ・ 徴収率(市町村税)の目標としては、組織と業務が一元化されることから、府内市町村税の最高水準を目指すことが適切

〔 ⑰決算徴収率(現滞計) 府内3団体(2市1町) 96%以上、  
府税 97.7%、 25市町村(京都市除く)平均 92.4% 〕

#### (2) 組織の簡素化

- 市町村の滞納整理を強化(業務量を2倍増)した場合でも
- ・ 滞納整理部門については約3割の定数を削減できること  
(集中処理、業務見直し、外部委託、滞納整理の進捗等)
- ・ 収納部門については約2割弱の定数を削減できること  
(集中処理と消込業務の合理化)

#### (3) 業務フローの明確化

- 各団体別の事務手続、処理基準等が一本化されることにより
- ・ 公平公正が確保されるとともに、業務効率が向上すること
- ・ 業務の流れが住民・納税者にわかりやすくなり、利便性が高まること
- ・ 課税に必要なデータの入手・入力方法が効率化、合理化されること

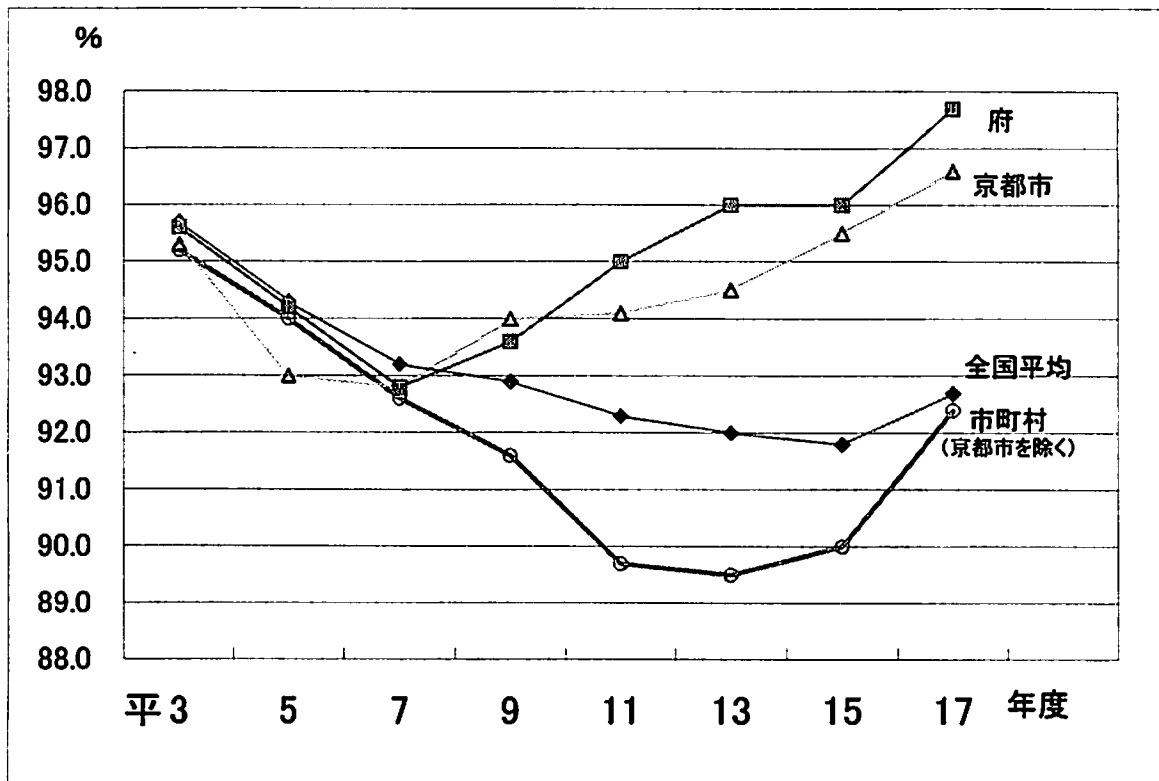
### 4 今後の留意事項

- (1) 円滑な共同作業を支援するための情報システムを、出来るだけ早期に開発・導入する必要があること
- (2) 個人情報保護については万全の措置を講じること(共同組織における個人情報保護条例(規程)の制定、厳格な罰則規定の制定、指揮命令の徹底など)
- (3) 徴収金についての団体間の調整は、経費負担のあり方も含めて、ルールを決定する必要があること
- (4) 人件費、事務所経費、徴税経費等については、府と市町村の負担割合、並びに市町村別の負担割合を決定する必要があること
- (5) 国保の徴収業務については共同化に組み入れる必要があること
- (6) 共同化の具体像づくりのため、本委員会で方向性が明らかになった事項については、市町村と府が一体となって具体化作業に入ること

(以上)

### 府内市町村の徴収率推移(平成3～17年度)

	平成							
	3	5	7	9	11	13	15	17
市町村 (京都市 除く)	95.2	94.0	92.6	91.6	89.7	89.5	90.0	92.4
京都市	95.3	93.0	92.8	94.0	94.1	94.5	95.5	96.6
市町村税 全国平均	95.7	94.3	93.2	92.9	92.3	92.0	91.8	92.7
府税	95.6	94.2	92.8	93.6	95.0	96.0	96.0	97.7



## 徴収共同化の経費と費用負担

### ■ 必要経費

大きく、次のような経費が必要（茨城、三重、静岡等を参考）

- ・ 組織運営費（議会、各委員会経費等）
- ・ 事務所等維持経費（賃貸料、光熱水費、修繕費等）
- ・ 総務的経費（職員人件費等）
- ・ 徴税経費（旅費、公用車使用費、滞納整理システム経費、事務用備品等）

### ■ 主な滞納整理組合の負担状況

	茨城 租税債権管理機構	三重 地方税管理回収機構	和歌山 地方税回収機構	愛媛 地方税滞納整理機構	徳島 滞納整理機構	静岡 地方税滞納整理機構	
設立年月	平成13年4月	平成16年4月	平成18年4月	平成18年4月	平成18年4月	平成20年1月	
参加市町村数	(83→)44	(66→)29	30	20	24	42 + 県	
負担金	均等割 (基本負担額) ※各団体、年額 (単位：万円)	5	10	10万人以上 100 10万人未満の市 50 2万人以上の町 30 1~2万人 20 1万人未満 10	7万人以上 100 7万人未満の市 50 1万人以上の町 30 1万人未満 10	10	10 (県は3,000程度)
	処理件数割 ※1件当たり (単位：万円)	17	17	13.5	12.5	13.6	20 (県はなし)
	設立時	20.3	20.0				—
	徴収実績割	10%	10%	3年目から導入	3年目から導入	3年目から導入	3年目から導入

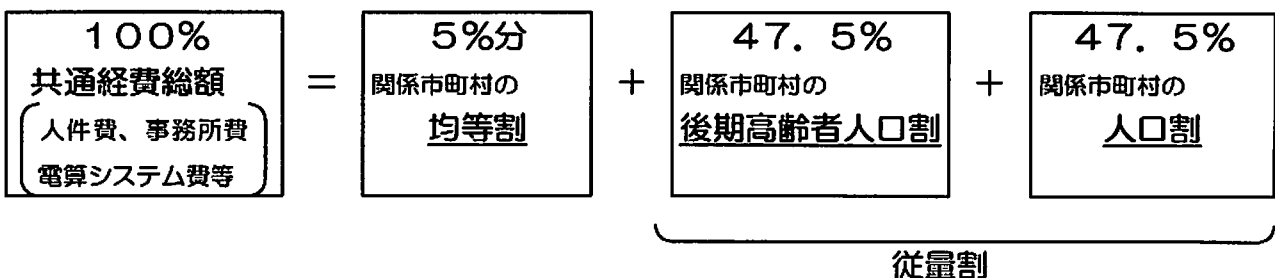
### ■ 静岡の完全一元化後の費用負担の考え方（検討案）

- ① まず、県と市町の負担割合を決定
- ② そのうち市町分は、均等割と従量割（人口割又は税収規模等（税収、課税件数等））の2本立てで負担

（参考）広域連合の分賦金（地方自治法第291条の9第1項）

「人口、面積、地方税の収入額、財政力その他の客観的な指標に基づかなければならない。」

### ■ 京都府後期高齢者医療広域連合の費用負担方法



## 税務共同化の具体像づくり

### ○ 税務主管部課長会議の開催

### ○ 検討チーム設置

- ・ 徴収、電算、組織・経営、課税（住民税、固定資産税）
- ・ 拡充（25市町村、府） 一部事務組合もワザハハ参加
- ・ 適任者（役職にかかわらず）

### ○ 検討のための体制強化

#### 《 参 考 》 京 都 府 ・ 市 町 村 行 財 政 連 携 推 進 会 議

構成団体	市町村、市長会、町村会、京都府
メンバー	市町村の副市町村長 市長会及び町村会の事務局長 府総務部長、次長、理事、自治振興課長、税務課長等
分科会	課長クラスで構成（18年12月から） ・ 徴 収 （6団体・府） ・ 課 税 （6団体・府） ・ 電算システム等（5団体・府）  事務局（京都府税務課）

## 京都府税務共同化推進委員会の 審議状況等に係る主な意見・要望

項目		意見・要望
第1回	税務共同化の意義	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 共同化の重要性は理解できる</li> <li>○ 早く全体像を示して欲しい</li> </ul>
	検討課題及び今後の進め方	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市町村の実態、意向を汲み取って、拙速でない進め方をお願いしたい</li> <li>○ 京都市の参加に向けて努力して欲しい</li> </ul>
第2回	徴収（滞納整理）の共同化	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 業務の標準化は必要だが、一方で地域の実情に応じた対応も必要である</li> <li>○ 業務標準化には詳細なマニュアルを作成すべきである</li> <li>○ 業務標準化のための検討組織が必要である</li> </ul>
	収納の共同化	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市町村の多様な収納業務の中から、税のみの共同化はメリットが少ない</li> <li>○ 消込の共同化、外部化によって、データの反映が遅れることは避けたい</li> <li>○ 現年度分の収納、納税証明書の交付事務には課題が多い</li> <li>○ 府・市町村窓口で相互に税を収納するには整理すべき課題が多い</li> </ul>
	税業務の協力関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 国税、法務局等とのデータ連携等を強化して欲しい</li> </ul>
第3回	徴収共同化の業務量、メリット等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 人員削減効果は共同化が軌道に乗った後に表れる、当初は困難である</li> <li>○ 共同化可能な市町村から順次実施し、効果を精査してはどうか</li> <li>○ スケールデメリットの有無も確認する必要がある</li> <li>○ 人員削減によって住民サービスの低下を招かないようにする必要がある</li> </ul>
	国民健康保険税（料）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 国保の徴収は是非とも共同化に組み込んで欲しい（多数）</li> </ul>
	個人情報保護	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 最重要課題であり、漏洩防止策、研修、保護措置を徹底すべきである</li> <li>○ 業務の外部委託にあたっては十分な留意が必要である</li> </ul>
第4回	税業務の配分	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 府内一本化による文書のやりとり等で作業が遅滞しないようすべきである</li> <li>○ 電話催告センターでの納税者対応には不安がある</li> <li>○ 調定異動情報の処理、還付、口座振替等、検討すべき課題は多い</li> <li>○ 課税自主権との調整が必要である</li> <li>○ 同一税目の課税業務を部分的に切り離すことは効率の低下を招かないか</li> <li>○ 広域単位の範囲が広すぎると住民にとって不便である</li> </ul>
	共同化組織	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 組織が早急に必要である</li> <li>○ 全体での協議が必要、拙速は避けるべきである</li> <li>○ 納税者に分かりやすい組織にして欲しい</li> <li>○ 共同処理の場所を具体化して欲しい</li> </ul>
	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 適切なシステムを各業務の共同化に間に合うよう早急に構築すべきである</li> <li>○ システムは、市町村・府で十分議論すべきである</li> </ul>